有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　2021年２月１日
（第64期）　　至　2022年１月31日

不二電機工業株式会社

京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地

E02007

目　　次

頁

表紙
第一部　企業情報 …… 1
第１　企業の概況 …… 1
１．　主要な経営指標等の推移 …… 1
２．　沿革 …… 3
３．　事業の内容 …… 4
４．　関係会社の状況 …… 5
５．　従業員の状況 …… 5
第２　事業の状況 …… 6
１．　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 6
２．　事業等のリスク …… 7
３．　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 8
４．　経営上の重要な契約等 …… 12
５．　研究開発活動 …… 12
第３　設備の状況 …… 13
１．　設備投資等の概要 …… 13
２．　主要な設備の状況 …… 13
３．　設備の新設、除却等の計画 …… 13
第４　提出会社の状況 …… 14
１．　株式等の状況 …… 14
(1)　株式の総数等 …… 14
(2)　新株予約権等の状況 …… 14
(3)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 26
(4)　発行済株式総数、資本金等の推移 …… 26
(5)　所有者別状況 …… 26
(6)　大株主の状況 …… 27
(7)　議決権の状況 …… 28
２．　自己株式の取得等の状況 …… 29
３．　配当政策 …… 30
４．　コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 31
(1)　コーポレート・ガバナンスの概要 …… 31
(2)　役員の状況 …… 35
(3)　監査の状況 …… 39
(4)　役員の報酬等 …… 41
(5)　株式の保有状況 …… 43
第５　経理の状況 …… 46
１．　財務諸表等 …… 47
(1)　財務諸表 …… 47
(2)　主な資産及び負債の内容 …… 76
(3)　その他 …… 79
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 80
第７　提出会社の参考情報 …… 81
１．　提出会社の親会社等の情報 …… 81
２．　その他の参考情報 …… 81
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 82

［監査報告書］

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年４月27日
【事業年度】	第64期（自　2021年２月１日　至　2022年１月31日）
【会社名】	不二電機工業株式会社
【英訳名】	FUJI ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　八木　達史
【本店の所在の場所】	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
【電話番号】	075（221）7978（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　執行役員　総務部長　下村　徳子
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
【電話番号】	075（221）7978（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　執行役員　総務部長　下村　徳子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月		2018年１月	2019年１月	2020年１月	2021年１月	2022年１月
売上高	（千円）	3,899,612	3,909,311	3,944,609	3,659,987	3,721,785
経常利益	（千円）	311,874	394,547	399,639	306,608	274,133
当期純利益	（千円）	242,855	277,218	280,475	205,383	191,243
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	1,087,250	1,087,250	1,087,250	1,087,250	1,087,250
発行済株式総数	（千株）	6,669	6,669	6,669	6,669	6,669
純資産額	（千円）	10,295,232	10,346,741	10,482,436	10,228,972	10,286,741
総資産額	（千円）	10,986,200	11,097,503	11,158,808	10,901,321	11,004,191
１株当たり純資産額	（円）	1,741.34	1,746.60	1,765.89	1,783.74	1,789.50
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	（円）	32.00 (16.00)	32.00 (16.00)	32.00 (16.00)	32.00 (16.00)	32.00 (16.00)
１株当たり当期純利益金額	（円）	41.18	46.94	47.39	35.16	33.34
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	41.01	46.74	47.20	35.02	33.26
自己資本比率	（%）	93.5	93.0	93.7	93.6	93.4
自己資本利益率	（%）	2.4	2.7	2.7	2.0	1.9
株価収益率	（倍）	33.7	27.2	26.8	36.8	33.6
配当性向	（%）	77.7	68.2	67.5	91.0	96.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	516,451	782,551	366,483	658,704	375,890
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△345,168	△527,552	△211,450	265,124	△251,334
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△218,498	△189,194	△189,450	△461,253	△182,932
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	714,637	780,591	746,241	1,208,185	1,152,190
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	（人）	134 [185]	133 [181]	128 [183]	132 [180]	131 [168]
株主総利回り	（%）	99.9	94.5	96.3	100.2	90.1
（比較指標：配当込みTOPIX)	（%）	(123.3)	(107.5)	(118.5)	(130.3)	(139.5)
最高株価	（円）	1,458	1,489	1,325	1,416	1,309
最低株価	（円）	1,271	1,110	1,165	834	1,115

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
２．売上高には消費税等は含まれておりません。
３．当社には関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」は記載しておりません。
４．最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
５．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第62期の期首から適用しており、第61期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

２【沿革】

年月	事項
1958年５月	制御機器の製造及び販売を目的として、京都市左京区に資本金350万円にて設立、工場を京都市中京区に新設
1959年６月	本社を京都市中京区に移転
1959年７月	組合せ方式による集合表示灯を開発
1960年10月	本社工場を新築
1961年３月	デスク盤用小型スイッチの製造、販売を開始
1962年10月	ドラム式スイッチの小型タイプの製造、販売を開始
1963年６月	滋賀県草津市に草津製作所を開設、本社工場を統合し操業を開始
1963年11月	カム式操作スイッチの製造、販売を開始
1969年７月	変性ＰＰＥ樹脂製組合せ式端子台を開発
1971年10月	大電流接触子の製造、販売を開始
1973年９月	大阪府摂津市に大阪営業所を開設
1974年２月	営業部（現 技術営業部）を本社から草津製作所に移転
1975年９月	電磁式ＬＥＤ表示器を開発
1978年１月	指針式表示器を開発
1989年２月	アナンシェータのシリーズ充実強化
1989年11月	草津製作所全館（本館、１号館、２号館、３号館）改築５ヵ年計画の完了
1991年５月	大阪営業所を大阪府茨木市に移転
1992年７月	滋賀県高島市新旭町に新旭工場を開設、操業開始、鉄道車両用切替スイッチの製造、販売を開始
1994年２月	業務拡大のため、東京都港区に東京営業所（現 東京オフィス）を開設
1994年６月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1995年10月	新旭工場の増築（１号館）を完了
1996年11月	鉄道車両用ドアスイッチの製造、販売を開始
1997年２月	草津製作所及び新旭工場において、ISO9001の認証を取得
1997年12月	新旭工場の増築（２号館）を完了
1998年４月	鉄道変電用Ｉ／Ｏターミナルの製造、販売を開始
1999年４月	テレフォンリレーの製造、販売を開始
2000年７月	ロック用試験端子の製造、販売を開始
2001年３月	電子商取引（不二電機工業 Ｗｅｂ ＥＤＩ）開始
2002年２月	高信頼ダブルブリッジ接点形スイッチの製造、販売を開始
2002年６月	本社、草津製作所及び新旭工場において、ISO14001の認証を取得
2003年４月	本社社屋を新築
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年６月	大阪営業所及び東京営業所において、ISO14001の認証を取得 これにより全事業所のISO14001の認証を取得
2006年11月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2007年１月	ジャスダック証券取引所への株式上場を廃止、配線脱落防止端子台を開発
2010年３月	大阪営業所及び東京営業所において、ISO9001の認証を取得
2011年３月	滋賀県草津市にみなみ草津工場を竣工
2011年７月	みなみ草津工場において、ISO9001の認証を取得
2011年８月	大阪営業所を草津製作所に統合
2012年１月	鉄道車両用車掌スイッチの製造、販売を開始
2012年５月	みなみ草津工場において、ISO14001の認証を取得
2013年９月	高耐圧遮断端子台の製造、販売を開始
2014年１月	米国向け鉄道車両用扉開閉表示灯の現地生産を開始
2014年９月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2015年６月	SemiCon Switchシリーズの製造、販売を開始
2015年12月	鉄道車両用制御回路開放器の製造、販売を開始
2017年１月	カラーバリアフリーＬＥＤの製造、販売を開始
2017年３月	みなみ草津工場の増築（１号館）を完了
2018年11月	無停電電力量計コネクタの製造、販売を開始
2019年５月	鉄道車両用半自動ドアスイッチの製造、販売を開始
2019年６月	マスターコントロール用スイッチデバイスの製造、販売を開始
2019年11月	ダブルカムスイッチの製造、販売を開始
2019年12月	アルミ端子台シリーズを拡充
2020年６月	SemiCon Switchシリーズを拡充

3【事業の内容】

当社は、制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器及び電子応用機器等各種制御機器の製造、販売を主たる事業内容としております。

なお、当社はグループを構成する関係会社及び緊密な取引のある関連当事者はありません。

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略し、製品分類ごとに記載しております。

当社の品目別主要製品群は次のとおりであります。

(1) 制御用開閉器
カムスイッチ、補助スイッチ、鉄道車両用スイッチ、押しボタン・車掌スイッチ、
ドラムスイッチ、遮断端子台

(2) 接続機器
端子台、高耐圧端子台、断路端子台、コンデンサ内蔵端子台、コネクタ、コネクタ端子台、
試験用端子、大電流接触子

(3) 表示灯・表示器
ＬＥＤ表示灯・集合表示灯、電磁式表示器、落下式故障表示器、鉄道車両用表示灯

(4) 電子応用機器
アナンシェータリレー、ボルテージリレー、インターフェイスユニット、テレフォンリレー

上記製品のユーザーまでの流れは次のとおりであります。

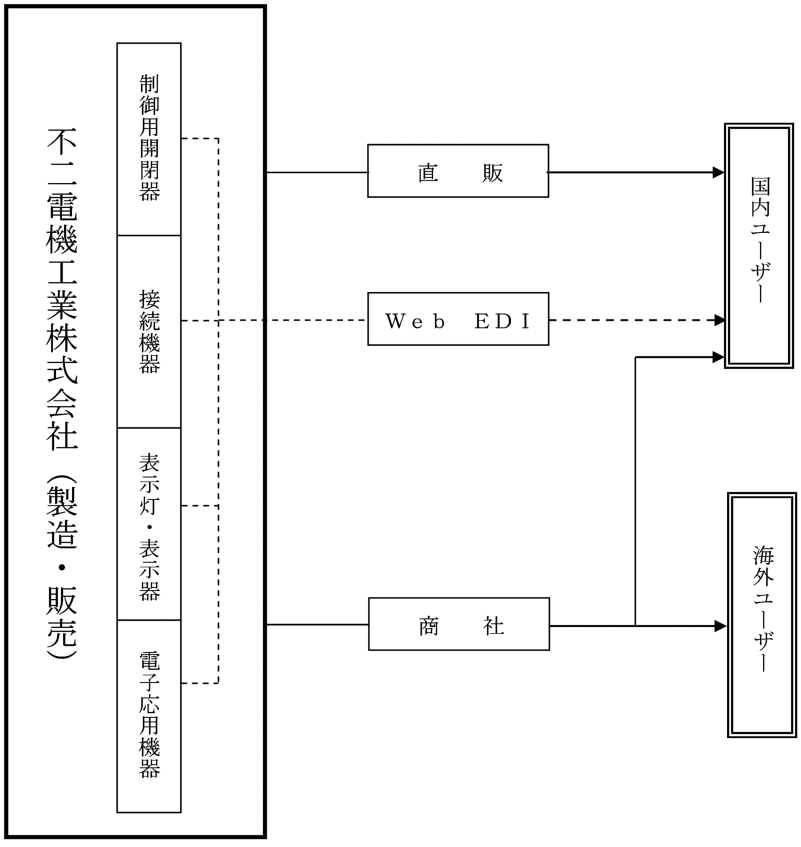

（注）　Ｗｅｂ　ＥＤＩ；Web Electronic Data Interchange

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年１月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
131　　(168)	40才6ヵ月	16年3ヵ月	5,496,916

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、不二電機工業労働組合と称し、2022年１月31日現在の組合員数は101名であり、上部団体の全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）に所属しております。

なお、労使関係については良好であります。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は1953年の創業以来、60年を超える歴史があり、モノづくり企業として、品質、コスト、納期など、あらゆる面で顧客の信頼を得ることを経営の基本方針としてまいりました。最近では法令遵守や環境保全、人権尊重などの観点から、企業倫理の確立と企業の社会的責任（ＣＳＲ）の実践に前向きに取り組んでおります。

当社を取り巻く市場環境は、急激に変化し、ユーザーニーズはますます多様化、複雑化しておりますが、どのような状況下にあっても電気制御機器の専業メーカーとして、自ら創意工夫して技術力を高め、ユーザーとともに切磋琢磨し、社会のトレンドやユーザーニーズに対応した最良の製品を提供する、“共創共生”の関係こそが時代を生き抜くキーワードと考えております。

環境変化に機敏に対応できる強固な経営体質を確立するため、引き続き新製品開発のスピードアップ、品質向上、コストダウン、ＩＴ（情報技術）化、人材育成等の重点テーマに経営資源を集中し、「企業は公器」という基本理念のもと、労使一体となって、従業員、得意先、株主、地域社会など、すべてのステークホルダーから信頼される企業づくりを進める所存であります。

(2) 経営戦略

当社では、2027年１月期に売上高5,000百万円を目標とする経営計画「STEP50」を策定し、2021年２月（2022年１月期）から、2024年１月期に売上高4,500百万円を目標とする３ヵ年の中期経営計画（フェーズ１）がスタートいたしましたが、重電機器市場では電力システム改革以降の市場競争激化に加え、原油高の影響から設備更新の慎重さが強まっております。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、海外市場の停滞が継続しており、国内でも鉄道利用者が大幅に減少したことで、鉄道変電設備の更新計画の先送りや新造車の生産計画の見直し、既存車両でも機器の延命化により需要が減少していることから、2023年１月期の売上高を4,150百万円から3,900百万円に、2024年１月期の売上高を4,500百万円から4,200百万円にそれぞれ修正しております。

（%表示は、対2021年１月期増減率）

	2021年１月期	2022年１月期	2023年１月期	2024年１月期
売上高（百万円）	3,659	3,721（1.7%）	3,900（6.6%）	4,200（14.8%）

重電機器市場の深耕では、発・変電所の新設、更新に向けた販売強化、鉄道車両市場の開拓では、既存・新車両向け製品の販売強化に引き続き努めるとともに、新技術要素をもとにした戦略的開発製品を投入し、新たな市場創出に取り組んでまいります。

海外市場の開拓においては、アジアや中東各国での販売網の強化に加え、海外仕様に特化した付加価値の高い製品の開発・販売を進めてまいります。

このほかにも、仕入販売における取扱商品の拡充による新たな市場の開拓・拡大を目指すほか、外販用の生産装置や金型の製作などに取り組んでまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社では、企業価値及び株主共同の利益を確保し、または向上させるため、自己資本当期純利益率（ROE）及び１株当たり当期純利益（EPS）を経営指標とし、ROE 5.0%以上、EPS 80円以上を目標としております。

(4) 経営環境

当社の主力である重電機器市場は、電力自由化によるコスト競争の激化やシステムのデジタル化、再生エネルギーの活用・電源分散化を前提とした電力網の構築など、事業環境は大きく変化しており、品質やコスト、納期面でも企業間競争が年々激化している状況にあります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の主力である重電機器市場は、電力自由化によるコスト競争の激化やシステムのデジタル化、再生エネルギーの活用・電源分散化を前提とした電力網の構築など、その事業環境は大きく変化しており、当社では、収益力の強化とコスト改善が今後の課題であると認識しております。

収益力の強化については、重電機器市場における既存製品の販売拡大はもとより、ユーザーや時代のニーズに沿った製品開発を行うとともに、仕入販売や装置販売を推進し、収益基盤の多角化を図ってまいります。

また、国内市場のみならず、アジアや中東地域を中心に、販売網の強化に努め、海外仕様に特化した付加価値の高い製品の開発・販売を進めてまいります。

コスト改善については、設備投資による生産性向上を通じた製造原価の低減や一層の業務のデジタル化を推進し、コスト競争力を高めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、当社はこれらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

① 収益構造

当社の製品は、電力各社向けを中心とした重電機器市場に依存しているため、電力各社の設備投資動向が業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、今後も主力の重電機器市場向け受注の拡大を図るものの、以下の施策を実施することにより、収益基盤の多様化による経営基盤の安定化を目指してまいります。

（ア）重電機器市場以外の一般産業市場の開拓、とりわけ鉄道車両市場の開拓を積極的に進めるとともに、仕入販売において取扱商品を拡充し、新たな販売市場の開拓・拡大を目指してまいります。しかし、国内の経済情勢及び景気動向の影響はもとより、廉価な海外製品流入の拡大等による価格競争の激化により、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（イ）中東、アジアに加え、米国、欧州及びオセアニアなどの海外市場の開拓を推し進めております。しかし、当該国の政治、経済情勢及び景気動向によっては、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 為替変動

当社は、中東、アジアを中心とした海外市場への積極的な展開をしております。商社経由を含む海外向け販売比率は総売上高の約６％となります。

当社では、為替レートの変動による直接的なリスクを回避するため、主に円建てによる販売を実施しておりますが、円高で推移し続けると海外需要家の購買力減退に繋がり、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の海外市場への展開において、外貨建てによる販売を実施する際、急激な為替変動が当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 取引先の信用リスク

当社は、与信管理要領に基づき、与信限度額を決定し、適宜その見直しを行って取引先の信用リスクを回避しておりますが、事業環境の急激な変化にともなう取引先の倒産により、当該取引先の債権回収に支障が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 原材料の価格変動と調達

当社の主要原材料である成形材料は、資源輸出国の経済情勢や国際的な原油（ナフサ）の需給バランス等により価格が変動しております。当社は、収益構造の再構築を課題の一つに掲げ、コスト競争力の強化に継続して取り組んでおりますが、為替や資源輸出国の地政学的リスクによる急激な原材料価格の変動は、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、原材料の調達については、事業環境の急激な変化にともなう需給逼迫によって、その調達が困難またはその納期が長期に及ぶ場合、生産体制に影響することで取引先に対する納入遅延が発生し、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 製品の欠陥

当社は、顧客及び当社の品質基準を満足する各種製品の安定供給を実施するためＩＳＯ9001の認証を取得しているほか、必要に応じ米国安全規格（ＵＬ）等製品の安全規格の適合認証も取得しておりますが、将来、全ての製品について欠陥がなく、また製品の回収、修理等が発生しないという保証はありません。

また、製造物賠償責任請求について、生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）に加入しておりますが、最終的に負担する賠償額を全て賄えるという保証はなく、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 公的規制

当社は、国内外で事業展開を行うにあたって、各国における通商、為替、租税、環境等様々な公的規制を受けております。

当社は、これら公的規制の遵守に努めておりますが、将来これら公的規制を遵守できない場合、また当社の事業継続に影響を及ぼすような公的規制が課せられる場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 知的財産権

当社では、特許権をはじめとする知的財産権を厳重に管理しておりますが、第三者が当社の知的財産権を侵害し、または当社が第三者の知的財産権を侵害し、係争事件に発展した場合、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 情報セキュリティ

当社は、機密情報管理規程をはじめとする社内規程等に基づき、事業上の機密情報や役員・従業員の個人情報等を厳重に管理しておりますが、外部からの悪意ある不正アクセスや関係者による機密情報等の不正な持ち出しによって情報漏洩が発生した場合、当社の社会的信用が毀損し、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 係争事件等

現在当社には、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件等が発生する可能性は皆無ではありません。

⑩ 有価証券等の資産価値変動

当社の当事業年度末における投資有価証券の合計残高は577百万円と、総資産の約５％を占めており、株式については、投資先の業績不振、証券市場における市況の悪化の影響等による評価損が発生する可能性があります。

⑪ 自然災害及び感染症等

当社は、すべての生産拠点を滋賀県内に展開しており、琵琶湖西岸断層帯等における地震等の自然災害や火災、新型の感染症等の発生により、生産、販売等の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があり、事前に必要な安全対策や早期復旧・事業継続のための対策を講じております。しかしながら、東日本大震災のような大規模な自然災害や火災等の発生、新型感染症の影響が長期化した場合のリスクをすべて回避することは不可能であり、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人消費を中心に厳しい状況が続きましたが、企業における設備投資や生産活動に持ち直しの動きがみられました。

今後は、個人消費や企業収益の持ち直しを見込んでおりますが、その一方で資源価格の上昇や原材料等の需要逼迫によるサプライチェーンの停滞が懸念されるなど、その先行きに不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、国内では電力、一般産業、電鉄・車両業界、海外ではアジアや中東各国を重点に営業活動を行った結果、鉄道車両用各種スイッチが低調に推移しましたが、主力の汎用端子台や試験用端子が増加したことから、売上高は3,721百万円（前年同期比1.7%増）となりました。

利益面におきましては、売上高が前年同期を上回りましたが、製造原価において労務費や製造経費が増加したことから、営業利益は229百万円（前年同期比20.2%減）、経常利益は274百万円（前年同期比10.6%減）、当期純利益は191百万円（前年同期比6.9%減）となりました。

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略し、売上の状況につきましては、製品分類ごとに記載しております。

製品分類別の売上の状況は次のとおりであります。

（制御用開閉器）

鉄道車両用各種スイッチが低調に推移したほか、主力のカムスイッチも減少したことから、売上高は974百万円（前年同期比10.0%減）となりました。

（接続機器）

主力の汎用端子台が好調に推移したほか、試験用端子やコネクタ端子台が増加したことから、売上高は1,516百万円（前年同期比7.3%増）となりました。

（表示灯・表示器）

鉄道車両用表示灯が減少しましたが、ＬＥＤ式表示灯や集合表示灯が増加したことから、売上高は477百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

（電子応用機器）

テレフォンリレーやＩ／Ｏターミナルが増加したことから、売上高は551百万円（前年同期比2.6%増）となりました。

（仕入販売）

太陽光発電向け設備の販売により、売上高は184百万円（前年同期比27.9%増）となりました。

（その他）

電気制御機器以外の売上高は17百万円（前年同期比84.4%増）となりました。

（注）　上記金額には消費税等は含まれておりません。

②財政状態の状況

当事業年度における総資産は、前事業年度末に比べ102百万円増加し、11,004百万円となりました。主な要因は、売掛金の増加117百万円、建物の減少93百万円及び投資有価証券の増加60百万円等によるものであります。

負債は、前事業年度末に比べ45百万円増加し、717百万円となりました。主な要因は、買掛金の増加41百万円、未払消費税等の減少24百万円及び製品保証引当金の増加22百万円等によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ57百万円増加し、10,286百万円となりました。主な要因は、その他有価証券評価差額金の増加39百万円、自己株式の減少による増加24百万円及び新株予約権の減少14百万円等によるものであります。

③キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ55百万円減少し、当事業年度末には1,152百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動による資金の増加は、375百万円（前年同期比42.9%減）となりました。

主なプラス要因は、税引前当期純利益274百万円、減価償却費302百万円等によるものであり、主なマイナス要因は、売上債権の増加97百万円及び法人税等の支払額87百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動による資金の減少は、251百万円（前年同期は265百万円の増加）となりました。

主な要因は、定期預金の預入による支出100百万円（同払戻による収入との純額）及び金型投資等を含む有形固定資産の取得による支出154百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動による資金の減少は、182百万円（前年同期比60.3%減）となりました。

主な要因は、配当金の支払額182百万円等によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメント別の記載を省略し、生産、受注及び販売の実績につきましては、製品分類ごとに記載しております。

ａ．生産実績

当事業年度の生産実績を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）	前年同期比（%）
制御用開閉器（千円）	933,612	86.0
接続機器（千円）	1,482,290	105.8
表示灯・表示器（千円）	522,258	110.8
電子応用機器（千円）	568,117	102.0
合計（千円）	3,506,279	99.8

（注）１．金額は販売価格で表示しております。

２．上記金額には消費税等は含まれておりません。

b．受注実績

当事業年度の受注実績を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
制御用開閉器	1,022,166	93.5	317,728	117.7
接続機器	1,730,798	123.4	365,194	241.6
表示灯・表示器	547,223	113.4	175,492	165.7
電子応用機器	792,876	151.7	360,248	302.6
仕入販売	54,293	20.3	17,551	11.9
その他	9,872	59.7	―	―
合計	4,157,230	109.8	1,236,216	154.4

（注）１．金額は販売価格で表示しております。

２．上記金額には消費税等は含まれておりません。

c．販売実績

当事業年度の販売実績を製品分類別に示すと、次のとおりであります。

製品分類	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）	前年同期比（%）
制御用開閉器（千円）	974,411	90.0
接続機器（千円）	1,516,786	107.3
表示灯・表示器（千円）	477,664	101.0
電子応用機器（千円）	551,673	102.6
仕入販売（千円）	184,128	127.9
その他（千円）	17,122	184.4
合計（千円）	3,721,785	101.7

（注）１．上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．当事業年度における主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10に満たないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

ａ．経営成績

1) 売上高

鉄道車両用各種スイッチが低調に推移しましたが、主力の汎用端子台や試験用端子が増加したことから、当事業年度の売上高は3,721百万円（前年同期比1.7%増）となりました。

製品分類別の売上構成比は、制御用開閉器26.2%、接続機器40.8%、表示灯・表示器12.8%、電子応用機器14.8%、仕入販売4.9%、その他0.5%となっております。

2) 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、前事業年度に比べて146百万円増加し、2,539百万円となりました。また、売上高に対する売上原価の比率は、前事業年度に比べて2.8ポイント増加の68.2%となっております。

販売費及び一般管理費につきましては、前事業年度に比べて26百万円減少し、952百万円となりました。また、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は、前事業年度に比べて1.2ポイント減少の25.6%となっております。

3) 営業外収益、営業外費用

営業外収益は、前事業年度に比べて16百万円増加し、45百万円となりました。主なものは、株式の保有による受取配当金12百万円、助成金収入16百万円等となっております。

営業外費用は、前事業年度と比べて９百万円減少し、１百万円となりました。主なものは、支払利息１百万円等となっております。

4) 特別損失

特別損失は、前事業年度と同様の0百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べて14百万円減少し、191百万円となりました。

ｂ．財政状態

財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要　②財政状態の状況」をご参照下さい。

②経営成績等に重要な影響を与える要因について

当社は、安定的かつ持続的な経営基盤の構築を目指し、主要ユーザーである重電機器市場向けの受注拡大を図るほか、電鉄・車両分野及びアジア、中東、米国などの海外市場の開拓を日々推し進めております。

しかしながら、これら一連の施策は、国内外の経済情勢及び景気動向といったマクロ環境の影響を免れるものではなく、特に、製品市場における価格競争の激化や大規模な自然災害、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等の発生など、当社を取り巻く市場環境の急激な変化が、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を与える場合があります。

③キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローにつきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要　③キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

当社の事業活動における運転資金需要のうち主要なものは、製造原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、設備資金需要は、設備投資等によるものであり、運転資金及び設備資金の資金調達につきましては、主に営業活動によるキャッシュ・フロー及び自己資金で対応しております。

なお、大規模な設備投資やM＆Aなどにより資金調達を行う場合は、有利子負債比率を20%以下に抑えるとともに、既存株主の利益を考慮した財務基盤を構築することといたします。

④目標とする経営指標の達成状況

当社では、企業価値及び株主共同の利益を確保し、または向上させるため、自己資本当期純利益率（ROE）及び１株当たり当期純利益（EPS）を経営指標とし、ROE 5.0%以上、EPS 80円以上を目標としております。

当事業年度におけるROE及びEPSは、それぞれ1.9%（対目標数値比38.0%）、33円34銭（対目標数値比41.7%）となりました。

今後も、収益基盤の多様化及び海外市場の強化による売上の拡大を通じて、ROE及びEPSの向上に努めてまいります。

⑤重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。

会計上の見積りを必要とするたな卸資産の評価、繰延税金資産、製品保証引当金、退職給付に係る会計処理等につきましては、合理的な見積り金額によってこれを計算しておりますが、実際の結果には不確実性が残るため、異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものにつきましては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）財務諸表　注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

４【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

５【研究開発活動】

当社は、電気制御機器メーカーとして、営業及び技術の緊密な連携体制により、ユーザーニーズにあった高品質の新製品をスピーディーに開発し、提供することを経営の方針としております。市場別では、電力業界を中心とする重電機器市場での拡販及び電鉄・車両、自動車、工作機械などの一般産業市場の開拓に取り組んでおります。

主に、重電機器市場向けでは切替スイッチ、表示灯、端子台、試験用端子、電力用リレー、Ｉ／Ｏユニット、一般産業市場向けでは、開閉器用補助スイッチ、大電流接触子、故障表示器、鉄道車両用として、尾灯、車側灯、扉開閉表示灯、運転台選択スイッチ、車掌スイッチ、扉開閉用押ボタンスイッチなどの開発に取り組んでおります。

研究開発業務の推進に当たっては、製品企画会議の定例開催や必要に応じて各種プロジェクトの編成により、ユーザーニーズにマッチした製品企画と開発スピードに重点を置いております。

草津製作所の技術部（当事業年度末19名）が研究開発を行っており、当事業年度の研究開発費は155百万円、主な研究開発及び成果は次のとおりであります。

なお、当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90％超であるため、主な研究開発及び成果は、セグメント別の記載を省略し、製品分類ごとに記載しております。

(1) 制御用開閉器

当分野では、高接触信頼性接点及び堅牢な操作機構を有する開閉器の技術力を活かし、鉄道車両の運転台搭載機器及び鉄道車両の床下機器の開発を進めております。

当事業年度の成果は、海外鉄道車両向けのカムスイッチの新規開発、海外向けディスクレパンシースイッチのラインアップ拡充を行いました。

(2) 接続機器

当分野では、重電機器市場の深耕及び一般産業市場、海外市場の開拓を行うべく、機器の安全性を高めた接続機器の開発を進めております。

当事業年度の成果は、速結端子台の新規開発、電力メーター用無停電交換ユニットの新規開発、軽量化端子台のラインアップ拡充を行いました。

(3) 表示灯・表示器

当分野では、重電機器市場のみならず一般産業市場へ適用できる製品の開発を進めております。

(4) 電子応用機器

当分野では、重電機器市場の深耕を行うべく、製品開発を進めております。

当事業年度の成果は、伝送端子台の新規開発、変電設備向け伝送Ｉ／Ｏモジュールの新規開発、セミコンスイッチシリーズの製品拡充、ハイブリッドモジュールの製品拡充を行いました。

当事業年度に取得した特許は２件であります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は136百万円となりました。その主なものは、新製品の金型製作をはじめとする金型投資（84百万円）であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

当社は、国内に３ヵ所の工場を運営しております。

また国内に１ヵ所のオフィスを有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年１月31日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額							従業員数（人）
		建物（千円）	構築物（千円）	機械及び装置（千円）	工具、器具及び備品（千円）	土地（千円）（面積㎡）	その他（千円）	合計（千円）	
本社（京都市中京区）	統括業務施設	108,036	135	0	2,257	383,061（556）	0	493,490	5（－）
草津製作所（滋賀県草津市）	製造・研究及び販売設備	134,990	169	42,027	48,749	7,828（7,123）	618	234,383	98（59）
新旭工場（滋賀県高島市）	接続機器製造設備	114,763	1,291	51,470	3,579	505,815（10,830）	71	676,990	9（32）
みなみ草津工場（滋賀県草津市）	制御用開閉器製造設備	1,257,716	4,848	60,963	12,909	435,654（8,904）	597	1,772,690	17（77）
東京オフィス（東京都港区）	販売設備	－	－	－	160	－	－	160	2（－）

（注）１．帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具であり、建設仮勘定は含んでおりません。
なお、上記金額には消費税等を含めておりません。

２．従業員数のうち（ ）は、年間平均の臨時雇用者数を外書しております。

３．東京オフィスは、建物の一部を賃借しております。なお、年間賃借料は、6,436千円であります。

４．当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90％超であるため、セグメント別の記載を省略しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	26,676,000
計	26,676,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2022年１月31日）	提出日現在発行数（株）（2022年４月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,669,000	6,669,000	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数は100株であります。
計	6,669,000	6,669,000	―	―

（注）当社は東京証券取引所市場第一部に上場しておりましたが、2022年４月４日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所スタンダード市場となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2012年４月26日定時株主総会及び取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役３名（社外取締役を除く）及び当社執行役員２名	
	事業年度末現在（2022年１月31日）	提出日の前月末現在（2022年３月31日）
新株予約権の数（個）	8	8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	800（注）１	800（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　2012年５月12日 至　2042年５月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　791　（注）３ 資本組入額　395.5（注）４	同左

	事業年度末現在 （2022年１月31日）	提出日の前月末現在 （2022年３月31日）
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から６年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の計算により調整致します。
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

２．新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。

３．発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（１株当たり790円）と新株予約権の行使時の払込額（１株当たり１円）を合算しております。

４．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。

５．組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

2013年４月25日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役３名（社外取締役を除く）及び当社執行役員４名	
	事業年度末現在 （2022年１月31日）	提出日の前月末現在 （2022年３月31日）
新株予約権の数（個）	9	9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	900（注）１	900（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　2013年５月11日 至　2043年５月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　830　（注）３ 資本組入額　415　（注）４	同左

	事業年度末現在 (2022年１月31日)	提出日の前月末現在 (2022年３月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から６年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の計算により調整致します。
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

２．新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。

３．発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（１株当たり829円）と新株予約権の行使時の払込額（１株当たり１円）を合算しております。

４．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。

５．組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

2014年４月24日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役３名（社外取締役を除く）及び当社執行役員３名	
	事業年度末現在 (2022年１月31日)	提出日の前月末現在 (2022年３月31日)
新株予約権の数（個）	9	9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	900（注）１	900（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　2014年５月10日 至　2044年５月９日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,023　（注）３ 資本組入額　511.5（注）４	同左

	事業年度末現在 （2022年１月31日）	提出日の前月末現在 （2022年３月31日）
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から６年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の計算により調整致します。
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

２．新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。

３．発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（１株当たり1,022円）と新株予約権の行使時の払込額（１株当たり１円）を合算しております。

４．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。

５．組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

2015年４月23日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役４名（社外取締役を除く）及び当社執行役員４名	
	事業年度末現在 （2022年１月31日）	提出日の前月末現在 （2022年３月31日）
新株予約権の数（個）	12	12
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,200（注）１	1,200（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　2015年５月９日 至　2045年５月８日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,236（注）３ 資本組入額　618（注）４	同左

	事業年度末現在 (2022年１月31日)	提出日の前月末現在 (2022年３月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から６年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の計算により調整致します。
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

２．新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。

３．発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（１株当たり1,235円）と新株予約権の行使時の払込額（１株当たり１円）を合算しております。

４．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。

５．組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

2016年４月26日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役３名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び当社執行役員３名	
	事業年度末現在 （2022年１月31日）	提出日の前月末現在 （2022年３月31日）
新株予約権の数（個）	34	34
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,400（注）１	3,400（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　2016年５月11日 至　2046年５月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,148（注）３ 資本組入額　574（注）４	同左

	事業年度末現在 (2022年１月31日)	提出日の前月末現在 (2022年３月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から６年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の計算により調整致します。
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

２．新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。

３．発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（１株当たり1,147円）と新株予約権の行使時の払込額（１株当たり１円）を合算しております。

４．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。

５．組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

2017年４月26日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数	当社取締役３名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び当社執行役員４名	
	事業年度末現在 （2022年１月31日）	提出日の前月末現在 （2022年３月31日）
新株予約権の数（個）	14	14
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,400（注）１	1,400（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　2017年５月12日 至　2047年５月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,078（注）３ 資本組入額　539（注）４	同左

	事業年度末現在 (2022年１月31日)	提出日の前月末現在 (2022年３月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使することができる期間において、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から６年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の計算により調整致します。
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。
なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

２．新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額と致します。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものと致します。

３．発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（１株当たり1,077円）と新株予約権の行使時の払込額（１株当たり１円）を合算しております。

４．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式を充当する場合は、資本組入を行いません。

５．組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することと致します。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
1994年６月23日	450	6,669	486,000	1,087,250	1,333,540	1,704,240

（注）　有償　一般募集（入札による募集）

発行株式数　　450,000株

発行価格　　2,160円

資本組入額　　1,080円

払込金総額　1,819,540千円

（５）【所有者別状況】

2022年１月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	14	13	90	21	17	11,703	11,858	－
所有株式数（単元）	－	7,903	417	7,357	815	28	50,106	66,626	6,400
所有株式数の割合（%）	－	11.86	0.63	11.04	1.22	0.04	75.21	100.00	－

（注）自己株式925,730株は、「個人その他」に9,257単元、「単元未満株式の状況」に30株含まれております。

（６）【大株主の状況】

2022年１月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
藤本　豊士	東京都文京区	900	15.68
公益財団法人藤本奨学会	滋賀県草津市野村３－４－１	650	11.31
藤本　順子	京都市左京区	529	9.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２－11－３	245	4.27
京都中央信用金庫	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91	150	2.61
株式会社京都銀行 （常任代理人　株式会社日本カストディ銀行）	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 （東京都中央区晴海１－８－12）	132	2.29
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１－８－12	77	1.34
三井住友信託銀行株式会社 （常任代理人　株式会社日本カストディ銀行）	東京都千代田区丸の内１－４－１ （東京都中央区晴海１－８－12）	70	1.21
不二電機工業従業員持株会	京都市中京区御池通富小路西入東八幡町585	68	1.18
日本生命保険相互会社 （常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内１－６－６ （東京都港区浜松町２－11－３）	56	0.97
計	－	2,880	50.14

（注）１．日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式のうちには、信託業務に係る株式53千株が含まれております。

２．株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式のうちには、信託業務に係る株式23千株が含まれております。

３．当社は自己株式 925千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主の状況から除いております。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年１月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 925,700	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,736,900	57,369	－
単元未満株式	普通株式 6,400	－	－
発行済株式総数	6,669,000	－	－
総株主の議決権	－	57,369	－

②【自己株式等】

2022年１月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
不二電機工業株式会社	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地	925,700	－	925,700	13.88
計	－	925,700	－	925,700	13.88

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　普通株式

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他（譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分）	8,200	10,487	－	－
その他（ストックオプション行使に係る自己株式の処分）	14,000	14,866	－	－
保有自己株式数	925,730	－	925,730	－

（注）　当期間における保有自己株式数には、2022年４月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

1．利益配当の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、目標配当性向を50%とし、中間配当と期末配当の年２回の配当をもって、長期安定的に利益配分を行うことを基本方針としております。

2．配当の決定機関

当社の剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年７月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

3．当事業年度の配当決定に当たっての考え方

国内経済情勢は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人消費を中心に厳しい状況が続きましたが、企業における設備投資や生産活動に持ち直しの動きが見られました。

このような状況のもとで、当社は、国内では重電機器や一般産業、電鉄・車両業界、海外ではアジアや中東各国を重点に営業活動を行った結果、主力の汎用端子台や試験用端子が増加し、当事業年度の売上高は前年同期を上回りましたが、製造原価における労務費や製造経費が増加したため、当期純利益は前年同期を下回りました。

当事業年度は前年同期と比べて増収減益となりましたが、当社では、株主の皆様へ長期安定的に利益配分を行うことを基本方針としていることから、当事業年度の期末配当は１株当たり16円（中間配当16円を実施）といたしました。これにより、年間配当を32円と決定いたしました。

以上から、当事業年度の配当性向は96.0%、純資産配当率は1.8%となりました。

4．内部留保資金についての考え方

企業価値の向上に向けて、生産体制の増強、技術開発力の強化、品質向上、ＩＴ（情報技術）化、人材育成など、成長投資のために引き続き有効活用する所存であります。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）
2021年９月２日 取締役会決議	91,879	16.00
2022年４月26日 定時株主総会決議	91,892	16.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社を取り巻く全てのステークホルダーに対し、効率性及び透明性の高い経営を実現し、かつ、健全な企業経営を維持していくことにより、企業価値の最大化を図っていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考えとしております。

それを実現するため、内部統制の充実を図り、企業経営に関する正確な情報を適時に開示することを基本方針としております。

②　企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制として、監査等委員会設置会社を採用しております。

以下に記載する内部統制の仕組みを通じて、意思決定の迅速化及び業務執行の有効性・効率性を確保する一方で、取締役の業務執行を適正に監督・監査し、経営の透明性を図っております。

また、監査等委員を含め、複数の社外取締役を選任し、社外取締役を中心に構成される指名・報酬等諮問委員会を設置するなど、社外の意見を取り入れることで、健全な企業統治を行っております。

業務執行・経営の監視及び内部統制の仕組みは、次のとおりであります。

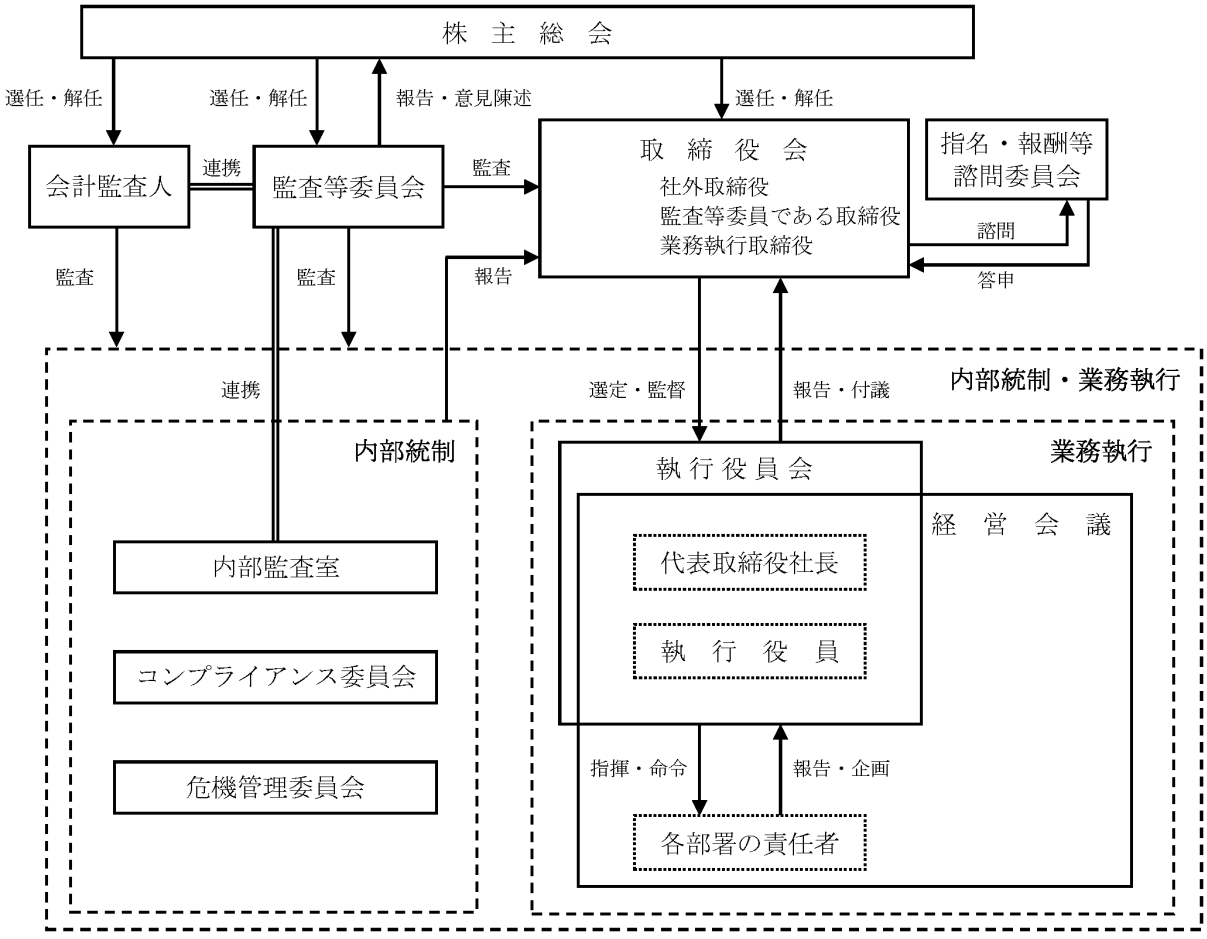

a. 取締役会

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は現在６名（有価証券報告書提出日現在）で、うち１名は社外取締役であります。また、監査等委員である取締役は４名（有価証券報告書提出日現在）であり、うち３名は社外取締役であります。

取締役会は、定例取締役会を毎月１回開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の報告及び決議を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、定例監査等委員会を毎月１回開催する他、取締役会に出席し、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、適宜必要な提言を行うことで、経営の透明性と客観性を確保しております。

c. 執行役員会

当社の執行役員の員数は現在５名（有価証券報告書提出日現在）であります。

執行役員は、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って業務執行にあたっております。

執行役員会は、経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って執行役員が業務執行するにあたり、取締役と執行役員が重要な案件に関する施策を審議するために、毎月１回開催しております。

d. 独立監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツに会計監査を委嘱しております。

有限責任監査法人トーマツは、会計監査人として独立の立場から財務諸表等に関する意見表明をしております。

e. 指名・報酬等諮問委員会

指名・報酬等諮問委員会は、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することを目的に設置しており、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスにおいて、透明性及び客観性を確保し、取締役会に答申をしております。

③ 企業統治に関するその他の事項

（１）内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制の実効性を確保するためには、法令・社会規範・企業倫理遵守などのコンプライアンスの強化徹底を図り、適正な業務の遂行を確保することが最重要課題であると認識しており、会社法第362条第４項第６号及び第５項の規定に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を当社取締役会において決議しております。

（イ）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインを制定し、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底に努める。

b. 違反行為等の抑止、早期発見を目的に、内部通報手段の一つとして各事業所へ投書箱を設置する。また、社外の弁護士へ通報できる社外窓口を設置する。なお、通報者には、通報したことにより不利益を被ることがないことを確保する。

c. コンプライアンスにおける活動状況の監視や是正等を目的としたコンプライアンス委員会を定期的に開催する。

d. 社長直轄の内部監査室を設置し、経営諸活動全般にわたる制度及び業務の遂行状況を法令等遵守、財務報告の信頼性確保と合理性及び効率性の観点から調査を行い、内部管理体制の強化、経営合理化、経営効率化の増進等に資することにより、会社経営の健全性を確保する。

e. 社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体等に対しては、組織的に毅然とした姿勢でのぞみ、一切の取引を行わない。

（ロ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に関する以下の電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を取締役会規程ならびに文書管理規程等、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

a. 株主総会議事録

b. 取締役会議事録

c. 取締役によるその他重要会議の議事録

d. 代表取締役社長を決裁者とする稟議書及び付属資料

e. 取締役を決定者とする決定文書及び付属資料

f. 会計帳簿、計算書類等財務関連文書

g. その他取締役の職務執行に関する重要文書

（ハ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応する。

b. 万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる。

（ニ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は、取締役会規程及び取締役基本規程に基づき、代表取締役社長及びその他取締役に業務を執行させる。

b. 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って取締役

の業務の一部を執行させることができる。
なお、執行役員は、執行役員会規程及び執行役員規程に基づき、業務を執行する。

c. 取締役会から代表取締役社長、その他取締役及び執行役員に委任された事項は、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程等全社規程に定められた手順に基づき、必要な決定を行う。
なお、これら全社規程は、必要に応じ随時見直すべきものとする。

d. 取締役、執行役員及び各部署の責任者が出席する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する報告や企画提案を行う。経営会議での協議をもとに執行役員会で審議し、さらに取締役会付議基準に該当する事項については取締役会で審議する。

(ホ) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業集団を構成する親会社ならびに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(ヘ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

a. 監査等委員会の監査の実効性の向上ならびに職務の円滑化を目的に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、総務部の人員を通常業務と兼務し必要に応じて配置する。なお、常勤監査等委員を置き、他に監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

b. 前号使用人は、通常業務を行うとともに、必要に応じ監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

(ト) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）からの独立性に関する事項

a. （ヘ）で定める使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を得るものとする。

b. （ヘ）で定める使用人は監査等委員会に係る業務に優先して従事し、当該業務においては監査等委員会の指示のみに従うものとする。

(チ) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

a. 常勤監査等委員は、取締役会の他に経営会議や執行役員会に出席し、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員の業務執行状況の報告を受ける。
また、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、社内の製品企画会議等重要会議への出席も行う。

b. 常勤監査等委員は、奇数月開催のコンプライアンス委員会へ出席し、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守状況、ならびに、内部通報の有無、その対処についての報告を受ける。

c. 取締役及び使用人は、監査等委員会より、稟議書等社内の重要書類の閲覧要請があれば、直ちに関係書類及び資料等を提出する。

d. コンプライアンス規程により、内部通報制度を通じて監査等委員会に報告した使用人等を当該通報したことを理由として不利益に取り扱うことを禁止する。

(リ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に関し、会社法第399条の２第４項の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士等の社外の専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を会社が負担するものとする。

(ヌ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 取締役は、監査等委員会の職責、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査等委員会監査基準を熟知するとともに、監査等委員会監査の重要性、有用性を充分認識し、また、監査等委員会監査の環境整備を行う。

b. 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携する。

c. 監査等委員会は、効果的かつ効率的に監査を実施するため、会計監査人と情報や意見の交換等緊密に連携する。

(ル) 財務報告の適正性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

（２）リスク管理体制の整備の状況
当社を取り巻く経営環境の変化に伴い、管理すべきリスクも多様化・複雑化しております。このような状況のもと、リスクを十分認識し経営の健全性維持と収益性・成長性の確保を図るため、リスク管理体制を充実し、強化することが重要であると認識しております。

当社のリスク管理のうち主要なものは以下のとおりであります。

－経営に関するリスク

当社は、内部監査室を設置し、経営理念・経営方針ならびに職務権限など各種規程に基づく組織運営・業務執行が公正、的確に、かつ効果的に行われているかを随時内部監査しております。

－品質・環境に関するリスク

認証取得したISO9001、ISO14001の制度に従って、品質管理、環境管理において定期的な社内外の監査を受けております。

－法令に関するリスク

当社では、重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象についてコンプライアンス委員会を設置し、必要な検討及び決議を実施しております。

また、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底にも努めるほか、各事業所への投書箱設置や定期的なコンプライアンス委員会開催により、法令遵守等のチェックを行っております。

－事故・災害に関するリスク

企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応できるよう努めております。

万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる体制を整えております。

（３）役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

保険料は全額当社が負担しております。2021年７月から契約を開始し、契約期間は１年間で、次回の契約更新時には同内容での更新を予定しております。

（４）取締役の定数等に関する定款の定め

（イ）取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は15名以内、監査等委員である取締役の定数は４名以内とする旨を定款に定めております。

（ロ）取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

（ハ）取締役の任期

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期について選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨、また、監査等委員である取締役の任期について選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めております。

（５）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

（イ）自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

（ロ）中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議により毎年７月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

（６）株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性　9名　女性　1名　（役員のうち女性の比率10％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
代表取締役 社長	八木　達史	1974年２月26日生	1996年４月　当社入社 2016年２月　技術営業部技術部長 2017年２月　執行役員技術営業部門統括技術営業部技術部長 2017年９月　社長付執行役員技術営業部門統括 2018年４月　代表取締役社長就任（現任）	注３	22
取締役 執行役員 技術営業部門統括 営業部長	藤居　和義	1964年１月19日生	1986年４月　当社入社 2006年２月　品質保証グループ部長 2008年２月　品質保証担当執行役員品質保証グループ部長 2011年２月　執行役員草津製造部長 2013年２月　上席執行役員みなみ草津製造部長 2015年２月　上席執行役員 生産部門統括みなみ草津製造部長 2015年４月　取締役就任（現任） 2016年２月　人事部長 2016年４月　経営管理部門統括 2018年４月　常務取締役就任 執行役員就任（現任） 技術営業部門統括技術営業部長 2021年２月　技術営業部門統括営業部長（現任）	注３	18
取締役 執行役員 生産部門統括 新旭製造部長 兼Ｍ３エンジニアリング部長	佐々木 誠仁	1972年４月７日生	1994年４月　当社入社 2013年２月　執行役員技術営業部技術部長 2016年２月　執行役員 みなみ草津製造部長兼生産技術部長 2016年４月　取締役就任（現任） 生産部門統括（現任） 2018年４月　執行役員就任（現任） 草津製造部長兼生産技術部長 2020年２月　草津製造部長兼Ｍ３エンジニアリング部長 2021年２月　新旭製造部長兼Ｍ３エンジニアリング部長（現任）	注３	7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
取締役 執行役員 経営管理部門統括 人事部長	中清水　毅	1974年２月10日生	1994年４月　当社入社 2015年２月　執行役員新旭製造部長 2017年２月　執行役員草津製造部長 2018年４月　取締役就任（現任） 執行役員就任(現任) 人事部長（現任） 2021年２月　経営管理部門統括（現任）	注３	5
取締役 執行役員 総務部長	下村　徳子	1974年７月２日生	1999年10月　中央監査法人入所 2003年４月　公認会計士登録 2006年２月　中央青山監査法人退所 2006年７月　当社入社 2015年２月　執行役員 総務部長（現任） 2018年４月　取締役就任（現任） 執行役員就任（現任） 経営管理部門統括	注３	7
取締役	吉村　良一	1958年10月２日生	1981年４月　株式会社錢高組入社 1983年９月　吉村建設工業株式会社入社 1983年12月　同社取締役 1997年４月　同社取締役営業部長 2001年８月　同社専務取締役大阪営業所長 2009年６月　同社取締役社長 2011年３月　同社代表取締役就任（現任） 2020年４月　当社取締役就任（現任）	注３	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
取締役 （監査等委員）	志萱　章宏	1960年５月26日生	1983年４月　当社入社 2004年２月　生産部門執行役員生産グループ部長 2008年２月　生産統括執行役員生産グループ部長 2008年４月　取締役就任 上席執行役員生産統括生産グループ部長 2009年８月　技術グループ部長 2011年２月　技術営業部門統括技術営業部長 2013年２月　生産部門統括草津製造部長 2015年２月　管理部長 2016年４月　取締役（監査等委員）就任（現任）	注４	14
取締役 （監査等委員）	富山　竜二	1964年５月29日生	1988年10月　サンワ・等松青木監査法人（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 1992年３月　公認会計士登録 1997年12月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）退所 2000年１月　富山竜二公認会計士事務所開設、代表（現任） 2015年４月　当社監査役就任 2016年４月　当社取締役（監査等委員）就任（現任）	注４	－
取締役 （監査等委員）	佐賀　義史	1953年９月25日生	1981年４月　横浜地方裁判所判事補 1993年４月　大阪地方裁判所判事 2007年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人大江橋法律事務所所属（現任） 甲南大学法科大学院教授 2016年４月　当社取締役（監査等委員）就任（現任）	注４	－
取締役 （監査等委員）	伊原　友己	1961年11月24日生	1990年４月　弁護士登録（京都弁護士会） 1991年１月　弁理士登録 2003年４月　龍谷大学法学部客員教授 2005年４月　弁護士知財ネット理事（現任） 龍谷大学大学院法務研究科客員教授 2014年６月　日本弁護士連合会知的財産センター委員長 2020年４月　当社取締役（監査等委員）就任（現任）	注４	－
計					76

（注）１．吉村良一氏、富山竜二氏、佐賀義史氏及び伊原友己氏は社外取締役であります。

２．当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長　志萱　章宏、委員　富山　竜二、委員　佐賀　義史、委員　伊原　友己

３．2022年４月26日開催の定時株主総会終結の時から１年間

４．2022年４月26日開催の定時株主総会終結の時から２年間

５．当社では、戦略的な意思決定機能及び業務執行機能の強化により、変化する経営環境に俊敏に対応し経営効率の向上を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。

執行役員は、以下の５名であります。

執行役員	藤居　和義	（技術営業部門統括　営業部長）
執行役員	佐々木　誠仁	（生産部門統括　新旭製造部長　兼　M^3エンジニアリング部長）
執行役員	中清水　毅	（経営管理部門統括　人事部長）
執行役員	下村　徳子	（総務部長）
執行役員	井幡　進	（品質保証部長）

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役の就任要件や在任期間を定めた独立性の基準を設け、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切に意見を述べて頂ける方を選任しております。

当社の社外取締役は４名（うち、監査等委員である取締役３名）であり、各社外取締役は当社との間に、人的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

吉村良一氏は、吉村建設工業株式会社における企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識等を活かし、社外取締役として職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

当社は、吉村良一氏が代表取締役を務める吉村建設工業株式会社との間に取引関係がありません。

富山竜二氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験を有し、その幅広い見識は、実質的、客観的経営監視が期待でき、今後も当社社外取締役として職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

当社は、富山竜二氏が代表を務める富山竜二公認会計士事務所との間に取引関係がありません。

佐賀義史氏は、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般に対し提言を頂くことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に期待できると判断しております。

伊原友己氏は、弁護士・弁理士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般に対し提言を頂くことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に期待できると判断しております。

有価証券報告書提出日現在、吉村良一氏は当社株式を1,000株保有しており、富山竜二氏、佐賀義史氏及び伊原友己氏は当社株式を保有しておりません。

なお、当社は東京証券取引所の定めに基づき、社外取締役吉村良一氏、富山竜二氏、佐賀義史氏及び伊原友己氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、客観的・独立的立場から経営の監督・監視を行っております。監査等委員である取締役は、取締役会及び監査等委員会に出席し、常勤監査等委員を通じて、内部監査室と連携し、情報の共有化を図るとともに、定期的に会計監査人と意見交換を行っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、年１回監査等委員会に出席し、監査等委員会及び会計監査人と意見交換を行っております。

（３）【監査の状況】

①　監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、常勤監査等委員１名及び監査等委員（社外取締役）３名の計４名によって構成されております。

常勤監査等委員の志萱章宏氏は、製品開発、生産管理及び工場管理に関する豊富な知識と経験を有しており、定例の取締役会、執行役員会に出席するほか、製品企画会議等社内の重要会議への出席、重要書類の閲覧、内部監査室と連携して各部署の監査を行い、監査の実効性を高めております。

監査等委員（社外取締役）の富山竜二氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験を有しており、その幅広い見識をいかして、実質的、客観的な経営全般の監視に努めております。

監査等委員（社外取締役）の佐賀義史氏及び伊原友己氏は、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、客観的・中立的立場から経営全般を監視することで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

各監査等委員は、定期的に会計監査人と意見交換をしており、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について、適正な監査を行っております。

監査等委員会は、定期に月１回開催し、必要があるときは随時開催することとしております。

当事業年度における監査等委員会の開催回数及び各監査等委員の出席回数は、以下のとおりであります。

役　職	氏　名	開催回数	出席回数
常勤監査等委員	志萱　章宏	11回	11回
監査等委員（社外取締役）	富山　竜二	11回	11回
監査等委員（社外取締役）	佐賀　義史	11回	11回
監査等委員（社外取締役）	伊原　友己	11回	11回

監査等委員会における主な検討事項としては、監査の方針や監査計画の策定、会計監査人の評価及び報酬、内部統制システムの整備・運用状況の監査、事業報告・計算書類等の監査、監査報告書の作成、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案等を審議いたしました。

②　内部監査の状況

社長直轄の内部監査室を設置し、各部署における内部統制が適切に整備され、かつ有効に運用されていることの確認を行うため、業務監査及び内部統制監査を順次実施しております。

また、必要に応じて、リスクの高い特定の業務に絞って監査する場合もあります。

当社の内部監査室の員数は現在１名であります。

③　会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

34年

当社は、2010年１月期以降、継続して有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、当社は、少なくとも1989年１月期から2009年１月期まで継続してサンワ・等松青木監査法人及び監査法人トーマツによる監査を受けておりました。

また、1988年１月期以前については、調査が著しく困難であったため、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

髙見　勝文

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士７名、会計士試験合格者等７名、その他２名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる審査体制が整備されていること、監査日数や監査期間、監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事案が発生した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会で選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の旨と理由を報告いたします。

その他、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画等について評価を行っております。

④　監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
22,000	1,200	22,000	1,000

前事業年度及び当事業年度における非監査業務に基づく報酬は、収益認識会計基準導入に関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Deloitte Touche Tohmatsu）に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社の規模・事業の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

① 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、予め社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）４名及び代表取締役１名で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長：社外取締役）で審議を経た上で、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役職及び職責に応じた報酬等に関する基準（以下、報酬基準という。）を決定し、その報酬基準に従い、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、個人別の報酬額を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値最大化に対する意欲を高めるため、固定報酬（基本報酬及び譲渡制限付株式報酬）と業績連動報酬等（賞与）で構成しており、報酬基準において、固定報酬は役職、職責、世間水準及び従業員とのバランスを考慮し、基本報酬と譲渡制限付株式報酬とに按分した金額を定めております。

なお、基本報酬は月例定額としております。

業績連動報酬等（賞与）は、報酬基準において、本業での利益を示す営業利益等の指標を勘案した基準と役職及び職責に応じた算出基準を定めており、各事業年度において報酬基準に従い報酬額を取締役会により決定しております。業績連動報酬等（賞与）の支給は各事業年度につき１回としておりますが、当事業年度においては、実績が営業利益（３段階）等の所定の基準を満たさなかった為、業績連動報酬等（賞与）はございませんでした。

固定報酬のうち、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）は、株式の直接保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、報酬基準において役職及び職責に応じた報酬を定めております。非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の支給は各事業年度につき１回としております。

なお、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。

監査等委員である取締役の報酬は、報酬基準によって、月例定額である基本報酬のみで構成されており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員報酬に関する株主総会の決議

取締役の報酬限度額は、2016年４月26日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。うち、社外取締役は20百万円以内）、監査等委員である取締役が年額30百万円以内と決議いただいております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名（うち、社外取締役１名）、取締役（監査等委員）は４名であります。

また、この報酬限度額とは別枠で、2018年４月24日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は６名であります。

③　当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬等諮問委員会が取締役会において決定した報酬基準の整合性を含め、審議・答申し、取締役会は、当該答申の内容を確認した上で、取締役の報酬を決定しております。そのため、取締役会は、個人別の取締役の報酬等について、上記の個人別の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）（社外取締役を除く。）	67,897	57,524	－	10,373	10,373	5
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	12,000	12,000	－	－	－	1
社外取締役	10,680	10,680	－	－	－	4

（注）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（含賞与）は含まれておりません。

⑤　当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び指名・報酬等諮問委員会の活動内容

当事業年度における役員報酬等に係る指名・報酬等諮問委員会は２回開催しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬基準等について審議いたしました。

指名・報酬等諮問委員会の答申を得たうえで当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、2021年４月27日開催の取締役会において決議しております。

⑥　役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上ある者が存在しないため、記載しておりません。

⑦　使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

①　投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的の株式とし、純投資目的以外の目的である投資株式を特定投資株式としております。

当社は、取引先との関係の維持・強化及び情報収集の観点から、自社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した取引先の株式は、特定投資株式として、必要な範囲で取得・保有しております。なお、純投資目的の株式は保有しておりません。

②　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社では、毎年、発行会社に関する業績、経営計画等の情報をもとに、取締役会において、保有継続の適否や合理性を検証しており、保有する意義が認められない株式については、適宜売却等を行い、縮減いたします。

b.銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	1	2,000
非上場株式以外の株式	18	488,843

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

c.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額（千円）	前事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額（千円）	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社京都銀行	20,586 109,517	20,586 113,017	円滑な金融取引の維持	有
東京海上ホールディングス株式会社	15,000 102,450	15,000 76,995	円滑な取引関係の維持	無
日新電機株式会社	65,000 93,600	65,000 89,440	営業取引関係の維持・拡大	無
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社	17,167 67,397	17,167 51,569	円滑な取引関係の維持	無
東海旅客鉄道株式会社	1,000 15,145	1,000 14,800	営業取引関係の維持・拡大	無

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）		
三菱電機株式会社	10,000	10,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	14,315	15,945		
富士電機株式会社	2,000	2,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	12,180	8,330		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	3,000	3,000	円滑な金融取引の維持	無
	11,895	9,396		
株式会社日立製作所	2,000	2,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	11,878	8,612		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	2,808	2,808	円滑な金融取引の維持	無
	11,549	9,111		
寺崎電気産業株式会社	10,100	10,100	営業取引関係の維持・拡大	無
	10,716	11,180		
東日本旅客鉄道株式会社	1,000	1,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	6,544	6,890		
株式会社明電舎	2,000	2,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	4,836	4,858		
西日本旅客鉄道株式会社	1,000	1,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	4,789	5,560		
株式会社東芝	1,000	1,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	4,738	3,415		
株式会社ＳＣＲＥＥＮホールディングス	400	400	営業取引関係の維持・拡大	無
	4,516	3,232		
株式会社東光高岳	1,000	1,000	営業取引関係の維持・拡大	無
	1,400	1,517		
菱電商事株式会社	805	805	営業取引関係の維持・拡大	無
	1,377	1,297		

（注）１．定量的な保有効果の記載は困難でありますが、「a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載の方法で保有の適否を個別銘柄ごとに検証しております。

２．三井住友トラスト・ホールディングス株式会社は当社株式を保有しておりませんが、同社のグループ会社である三井住友信託銀行株式会社は当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③　保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（2021年２月１日から2022年１月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報を取得するとともに、各種団体等が主催する研修会等に参加することで、会計基準の理解を深め、又新たな会計基準に対応しております。

1 【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年１月31日）	当事業年度 （2022年１月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,508,185	4,552,192
受取手形	※1 82,531	69,068
電子記録債権	※1 318,522	311,988
売掛金	1,010,287	1,128,093
製品	183,125	163,762
仕掛品	367,768	397,250
原材料	440,685	498,818
前払費用	15,475	13,603
その他	17,304	26,276
流動資産合計	6,943,886	7,161,055
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 3,772,760	※2 3,785,680
減価償却累計額	△2,063,729	△2,170,172
建物（純額）	※2 1,709,030	※2 1,615,507
構築物	130,591	130,591
減価償却累計額	△122,660	△124,146
構築物（純額）	7,930	6,444
機械及び装置	1,164,902	1,178,219
減価償却累計額	△977,951	△1,023,757
機械及び装置（純額）	186,950	154,461
車両運搬具	24,519	23,789
減価償却累計額	△21,943	△22,501
車両運搬具（純額）	2,575	1,287
工具、器具及び備品	2,765,218	2,825,154
減価償却累計額	△2,678,557	△2,757,497
工具、器具及び備品（純額）	86,661	67,656
土地	※2 1,347,627	※2 1,347,627
建設仮勘定	26,736	14,724
有形固定資産合計	3,367,512	3,207,709
無形固定資産		
ソフトウエア	14,475	8,395
その他	1,253	1,115
無形固定資産合計	15,729	9,510
投資その他の資産		
投資有価証券	516,996	577,579
長期前払費用	4,019	3,274
繰延税金資産	44,592	36,174
その他	8,585	8,887
投資その他の資産合計	574,193	625,915
固定資産合計	3,957,435	3,843,136
資産合計	10,901,321	11,004,191

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年１月31日）	当事業年度 （2022年１月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,652	138,762
短期借入金	※2 120,000	※2 120,000
未払金	59,761	40,634
未払費用	49,655	51,005
未払法人税等	51,213	54,359
未払消費税等	42,997	18,208
預り金	5,665	5,716
賞与引当金	58,082	58,533
製品保証引当金	91,829	114,019
その他	2,069	1,923
流動負債合計	578,928	603,164
固定負債		
退職給付引当金	81,730	100,732
その他	11,689	13,553
固定負債合計	93,420	114,285
負債合計	672,349	717,449
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,087,250	1,087,250
資本剰余金		
資本準備金	1,704,240	1,704,240
その他資本剰余金	7,399	8,125
資本剰余金合計	1,711,639	1,712,365
利益剰余金		
利益準備金	271,812	271,812
その他利益剰余金		
配当平均積立金	400,000	400,000
別途積立金	7,050,000	7,050,000
繰越利益剰余金	556,586	564,413
利益剰余金合計	8,278,399	8,286,226
自己株式	△1,052,610	△1,027,968
株主資本合計	10,024,678	10,057,873
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	180,240	219,680
評価・換算差額等合計	180,240	219,680
新株予約権	24,053	9,187
純資産合計	10,228,972	10,286,741
負債純資産合計	10,901,321	11,004,191

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
売上高		
製品売上高	3,515,988	3,537,657
商品売上高	143,998	184,128
売上高合計	3,659,987	3,721,785
売上原価		
製品期首たな卸高	170,318	183,125
当期製品製造原価	2,289,679	2,371,985
当期商品仕入高	115,642	167,660
合計	2,575,640	2,722,771
他勘定振替高	－	19,647
製品期末たな卸高	183,125	163,762
売上原価合計	※1 2,392,515	※1 2,539,361
売上総利益	1,267,472	1,182,424
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	37,984	36,858
荷造運搬費	51,215	50,213
役員報酬	86,668	80,204
給料	315,218	303,951
賞与	73,478	72,523
賞与引当金繰入額	32,526	31,900
退職給付費用	18,242	17,770
法定福利費	71,012	70,317
賃借料	7,460	7,255
支払手数料	69,690	70,880
租税公課	42,614	41,399
減価償却費	54,877	51,739
その他	118,766	117,903
販売費及び一般管理費合計	※2 979,756	※2 952,918
営業利益	287,715	229,505
営業外収益		
受取利息	1,091	520
有価証券利息	80	－
受取配当金	12,140	12,644
受取賃貸料	3,297	3,727
助成金収入	10,336	16,456
投資事業組合運用益	－	7,868
その他	2,518	4,430
営業外収益合計	29,464	45,646
営業外費用		
支払利息	1,097	1,017
投資事業組合運用損	8,393	－
支払手数料	448	1
その他	631	－
営業外費用合計	10,571	1,018
経常利益	306,608	274,133
特別損失		
固定資産除却損	※3 0	※3 77
特別損失合計	0	77
税引前当期純利益	306,608	274,055
法人税、住民税及び事業税	98,903	91,668
法人税等調整額	2,320	△8,857
法人税等合計	101,224	82,811
当期純利益	205,383	191,243

【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　材料費		1,096,842	47.1	1,111,404	45.8
Ⅱ　労務費		650,449	27.9	656,167	27.0
Ⅲ　経費	※１	580,260	25.0	659,954	27.2
当期総製造費用		2,327,552	100.0	2,427,527	100.0
期首仕掛品たな卸高		372,365		367,768	
合計		2,699,917		2,795,296	
他勘定振替高	※２	42,469		26,059	
期末仕掛品たな卸高		367,768		397,250	
当期製品製造原価		2,289,679		2,371,985	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別総合原価計算を採用しております。

※１．主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
外注加工費　（千円）	114,708	130,165
減価償却費　（千円）	231,174	251,080
工場消耗品費（千円）	23,576	23,394

※２．他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
固定資産　（千円）	42,469	26,059

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年２月１日　至　2021年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,087,250	1,704,240	6,279	1,710,519	271,812	400,000	7,050,000	540,840	8,262,652
当期変動額									
剰余金の配当								△189,637	△189,637
当期純利益								205,383	205,383
自己株式の取得									
自己株式の処分			1,120	1,120					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	1,120	1,120	－	－	－	15,746	15,746
当期末残高	1,087,250	1,704,240	7,399	1,711,639	271,812	400,000	7,050,000	556,586	8,278,399

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△791,071	10,269,349	188,370	188,370	24,716	10,482,436
当期変動額						
剰余金の配当		△189,637				△189,637
当期純利益		205,383				205,383
自己株式の取得	△271,110	△271,110				△271,110
自己株式の処分	9,571	10,692				10,692
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△8,129	△8,129	△663	△8,793
当期変動額合計	△261,538	△244,670	△8,129	△8,129	△663	△253,463
当期末残高	△1,052,610	10,024,678	180,240	180,240	24,053	10,228,972

当事業年度（自　2021年２月１日　至　2022年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,087,250	1,704,240	7,399	1,711,639	271,812	400,000	7,050,000	556,586	8,278,399
当期変動額									
剰余金の配当								△183,416	△183,416
当期純利益								191,243	191,243
自己株式の取得									
自己株式の処分			725	725					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	725	725	－	－	－	7,827	7,827
当期末残高	1,087,250	1,704,240	8,125	1,712,365	271,812	400,000	7,050,000	564,413	8,286,226

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,052,610	10,024,678	180,240	180,240	24,053	10,228,972
当期変動額						
剰余金の配当		△183,416				△183,416
当期純利益		191,243				191,243
自己株式の取得		－				－
自己株式の処分	24,642	25,367				25,367
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			39,439	39,439	△14,866	24,573
当期変動額合計	24,642	33,195	39,439	39,439	△14,866	57,769
当期末残高	△1,027,968	10,057,873	219,680	219,680	9,187	10,286,741

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	306,608	274,055
減価償却費	286,052	302,820
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△4,190	－
退職給付引当金の増減額（△は減少）	13,232	19,001
受取利息及び受取配当金	△13,312	△13,164
支払利息	1,097	1,017
製品保証引当金の増減額（△は減少）	38,108	22,189
投資事業組合運用損益（△は益）	8,393	△7,868
助成金収入	△10,336	△16,456
有形固定資産除却損	0	77
売上債権の増減額（△は増加）	146,172	△97,808
たな卸資産の増減額（△は増加）	6,519	△68,251
仕入債務の増減額（△は減少）	△6,938	41,109
その他	△10,654	△21,661
小計	760,752	435,061
利息及び配当金の受取額	13,431	13,296
利息の支払額	△1,059	△1,056
助成金の受取額	10,336	16,456
法人税等の支払額	△124,756	△87,867
営業活動によるキャッシュ・フロー	658,704	375,890
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,500,000	△6,000,001
定期預金の払戻による収入	5,700,000	5,900,000
有価証券の売却及び償還による収入	200,000	－
有形固定資産の取得による支出	△134,684	△154,143
無形固定資産の取得による支出	△190	△1,189
投資事業組合からの分配による収入	－	4,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	265,124	△251,334
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△189,697	△182,946
自己株式の取得による支出	△271,557	－
その他	0	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	△461,253	△182,932
現金及び現金同等物に係る換算差額	△630	2,381
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	461,944	△55,994
現金及び現金同等物の期首残高	746,241	1,208,185
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,208,185	※ 1,152,190

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年４月１日以降に新規取得の建物（附属設備を除く）、ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～50年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上することとしております。

(4) 製品保証引当金

顧客に納品した一部製品に対して、将来の保証費用に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

７．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

製品保証引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額　　114,019千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客に納品した一部の製品の不具合に関連して、将来の保証費用に備えるため、その発生見込み額を製品保証引当金として計上しております。

将来発生する製品の不具合対応費用は、対象となる製品の数量、製品１個当たりの不具合対応費用、不具合により顧客側で発生する対応費用の負担金額等、合理的に見込まれる金額に基づき算定しております。この見積りには不確実性が含まれており、前提条件の変化等により、実際の発生額と異なる場合があり、引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

（未適用の会計基準等）

１．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年１月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該基準等の適用による財務諸表に与える影響額は、現時点において評価中であります。

２．時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日　企業会計基準委員会）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2023年１月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年３月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染拡大による影響については、今後の収束時期等を予測することは困難な状況でありますが、経済活動が徐々に回復し、2023年１月期以降新型コロナウイルス感染拡大が収束に向かうものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、不確定要素が多く、その収束が長期化した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※１．期末日満期手形

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理をしております。

なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が前事業年度の期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2021年１月31日)	当事業年度 (2022年１月31日)
受取手形	10,866千円	－千円
電子記録債権	826千円	－千円

※２．担保に供している資産ならびに担保付債務は、次のとおりであります。

(担保に供している資産)

	前事業年度 (2021年１月31日)	当事業年度 (2022年１月31日)
建物	134,896千円	123,830千円
土地	7,828千円	7,828千円
合計	142,724千円	131,658千円

(上記に対応する債務金額)

	前事業年度 (2021年１月31日)	当事業年度 (2022年１月31日)
短期借入金	120,000千円	120,000千円

（損益計算書関係）

※１．期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
7,251千円	△3,826千円

※２．研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費

前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
149,822千円	155,062千円

※３．固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
機械及び装置	0千円	77千円
車両運搬具	－千円	0千円
工具、器具及び備品	0千円	0千円
合計	0千円	77千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年２月１日　至　2021年１月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,669,000	－	－	6,669,000
合計	6,669,000	－	－	6,669,000
自己株式				
普通株式（注）	746,930	210,000	9,000	947,930
合計	746,930	210,000	9,000	947,930

（注）自己株式の増加は自己株式の取得によるものであり、自己株式の減少は譲渡制限付株式報酬制度及びストックオプションの行使によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	24,053
合計		－	－	－	－	－	24,053

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年４月23日定時株主総会	普通株式	94,753	16.00	2020年１月31日	2020年４月24日
2020年９月３日取締役会	普通株式	94,884	16.00	2020年７月31日	2020年10月１日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年４月27日定時株主総会	普通株式	91,537	利益剰余金	16.00	2021年１月31日	2021年４月28日

当事業年度（自　2021年２月１日　至　2022年１月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,669,000	－	－	6,669,000
合計	6,669,000	－	－	6,669,000
自己株式				
普通株式（注）	947,930	－	22,200	925,730
合計	947,930	－	22,200	925,730

（注）自己株式の減少は譲渡制限付株式報酬制度及びストックオプションの行使によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	9,187
合計		－	－	－	－	－	9,187

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年４月27日定時株主総会	普通株式	91,537	16.00	2021年１月31日	2021年４月28日
2021年９月２日取締役会	普通株式	91,879	16.00	2021年７月31日	2021年10月１日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年４月26日定時株主総会	普通株式	91,892	利益剰余金	16.00	2022年１月31日	2022年４月27日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度（自　2020年２月１日　至　2021年１月31日）	当事業年度（自　2021年２月１日　至　2022年１月31日）
現金及び預金勘定	4,508,185千円	4,552,192千円
預入期間が３ヵ月を超える定期預金	△3,300,000千円	△3,400,001千円
現金及び現金同等物	1,208,185千円	1,152,190千円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびに金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引相手先の契約不履行リスク）

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、営業債権について不測の損害が生じないよう、与信管理要領に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、不良債権の発生防止を図っております。

② 市場リスク（市場価格変動リスク）

投資有価証券については、国債等安全性と流動性の高い金融商品又は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社は、当該リスクを回避するため、定期的な時価等の把握などの方法により保有状況を継続的に見直しております。

③ 流動性リスク（資金調達リスク）

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、金利変動のリスクに晒されております。

当社は、営業債務等について、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2021年１月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	4,508,185	4,508,185	－
(2) 受取手形	82,531	82,531	－
(3) 電子記録債権	318,522	318,522	－
(4) 売掛金	1,010,287	1,010,287	－
(5) 投資有価証券	435,167	435,167	－
資産計	6,354,694	6,354,694	－
(6) 買掛金	97,652	97,652	－
(7) 短期借入金	120,000	120,000	－
(8) 未払法人税等	51,213	51,213	－
負債計	268,866	268,866	－

当事業年度（2022年１月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	4,552,192	4,552,192	－
(2) 受取手形	69,068	69,068	－
(3) 電子記録債権	311,988	311,988	－
(4) 売掛金	1,128,093	1,128,093	－
(5) 投資有価証券	488,843	488,843	－
資産計	6,550,186	6,550,186	－
(6) 買掛金	138,762	138,762	－
(7) 短期借入金	120,000	120,000	－
(8) 未払法人税等	54,359	54,359	－
負債計	313,121	313,121	－

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権ならびに(4) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

株式は取引所の価格に基づいて、債券は取引金融機関等から提示された価格に基づいて算定しております。

負債

(6) 買掛金、(7) 短期借入金ならびに(8) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年１月31日)	当事業年度 (2022年１月31日)
非上場株式	2,000	2,000
投資事業有限責任組合出資金	79,829	86,735

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年１月31日）

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超10年以内 (千円)	10年超（千円）
現金及び預金	4,508,185	－	－	－
受取手形	82,531	－	－	－
電子記録債権	318,522	－	－	－
売掛金	1,010,287	－	－	－
合計	5,919,527	－	－	－

当事業年度（2022年１月31日）

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超10年以内 (千円)	10年超（千円）
現金及び預金	4,552,192	－	－	－
受取手形	69,068	－	－	－
電子記録債権	311,988	－	－	－
売掛金	1,128,093	－	－	－
合計	6,061,342	－	－	－

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2021年１月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	435,167	176,687	258,479
	(2) 債券			
	国債	－	－	－
	計	435,167	176,687	258,479
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券			
	国債	－	－	－
	計	－	－	－
合計		435,167	176,687	258,479

（注）非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額79,829千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2022年１月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	487,443	175,221	312,221
	(2) 債券			
	国債	－	－	－
	計	487,443	175,221	312,221
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,400	1,465	△65
	(2) 債券			
	国債	－	－	－
	計	1,400	1,465	△65
合計		488,843	176,687	312,156

（注）非上場株式(貸借対照表計上額2,000千円)及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額86,735千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．売却したその他有価証券

前事業年度（2021年１月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年１月31日現在）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

２．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,892千円であります。

３．簡便法を適用した確定給付制度

(1)　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	68,497千円
退職給付費用	31,405千円
退職給付の支払額	△4,863千円
制度への拠出額	△13,309千円
退職給付引当金の期末残高	81,730千円

(2)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	314,366千円
年金資産	△232,636千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81,730千円

退職給付引当金	81,730千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81,730千円

(3)　退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	31,405千円

当事業年度（自　2021年２月１日　至　2022年１月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

２．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,041千円であります。

３．簡便法を適用した確定給付制度

(1)　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	81,730千円
退職給付費用	32,960千円
退職給付の支払額	－千円
制度への拠出額	△13,958千円
退職給付引当金の期末残高	100,732千円

(2)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	350,550千円
年金資産	△249,818千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,732千円

退職給付引当金	100,732千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,732千円

(3)　退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	32,960千円

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　３名 当社従業員（執行役員）　２名	当社取締役（社外取締役を除く）　３名 当社従業員（執行役員）　４名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　3,100株	普通株式　3,100株
付与日	2012年５月11日	2013年５月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2012年５月12日 至　2042年５月11日	自　2013年５月11日 至　2043年５月10日

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　３名 当社従業員（執行役員）　３名	当社取締役（社外取締役を除く）　４名 当社従業員（執行役員）　４名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　3,500株	普通株式　3,200株
付与日	2014年５月９日	2015年５月８日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2014年５月10日 至　2044年５月９日	自　2015年５月９日 至　2045年５月８日

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）　３名 当社従業員（執行役員）　３名	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）　３名 当社従業員（執行役員）　４名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　8,600株	普通株式　2,800株
付与日	2016年５月11日	2017年５月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2016年５月11日 至　2046年５月10日	自　2017年５月12日 至　2047年５月11日

（注）株式数に換算して記載しております。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年１月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	－	－
付与	－	－
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	－	－
権利確定後　（株）		
前事業年度末	2,200	2,300
権利確定	－	－
権利行使	1,400	1,400
失効	－	－
未行使残	800	900

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	―	―
付与	―	―
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	―	―
権利確定後　（株）		
前事業年度末	3,500	3,200
権利確定	―	―
権利行使	2,600	2,000
失効	―	―
未行使残	900	1,200

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	―	―
付与	―	―
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	―	―
権利確定後　（株）		
前事業年度末	8,600	2,800
権利確定	―	―
権利行使	5,200	1,400
失効	―	―
未行使残	3,400	1,400

②単価情報

	2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	1,281円	1,281円
付与日における公正な評価単価	790円	829円

	2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	1,281円	1,233円
付与日における公正な評価単価	1,022円	1,235円

	2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	1,281円	1,281円
付与日における公正な評価単価	1,147円	1,077円

３．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2021年１月31日現在）	当事業年度 （2022年１月31日現在）
	（千円）	（千円）
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	26,639	26,102
賞与引当金	17,691	17,829
未払事業税	5,161	5,607
製品保証引当金	27,971	34,730
退職給付引当金	24,895	30,683
その他	30,649	29,147
繰延税金資産小計	133,008	144,100
評価性引当額	△11,795	△14,030
繰延税金資産合計	121,213	130,070
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△76,620	△93,895
繰延税金負債合計	△76,620	△93,895
繰延税金資産（△：負債）の純額	44,592	36,174

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2021年１月31日現在）	当事業年度 （2022年１月31日現在）
法定実効税率	30.46％	－
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.67％	－
住民税均等割	1.52％	－
税額控除	△3.85％	－
評価性引当額	3.85％	－
その他	△0.64％	－
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.01％	－

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、電気制御機器の製造加工及び販売事業が売上高の90%超であるため、セグメントの記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2020年２月１日　至　2021年１月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

制御用開閉器	接続機器	表示灯・表示器	電子応用機器	仕入販売	その他	合計
1,082,761	1,413,358	472,752	537,828	143,998	9,287	3,659,987

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2021年２月１日　至　2022年１月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

制御用開閉器	接続機器	表示灯・表示器	電子応用機器	仕入販売	その他	合計
974,411	1,516,786	477,664	551,673	184,128	17,122	3,721,785

（表示方法の変更）

前事業年度において、「仕入販売等」に表示していた153,286千円は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。この結果、「仕入販売等」に表示していた153,286千円は、「仕入販売」143,998千円、「その他」9,287千円として組替えております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自　2020年２月１日　至　2021年１月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主の近親者	藤本　順子	－	－	－	(被所有) 直接 4.88 (注) 1	―	自己株式の取得 (注) 2	271,110	－	－

(注) １．議決権等の被所有割合は、自己株式取得後のものであります。

２．自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は2020年９月３日の終値によるものです。

当事業年度(自　2021年２月１日　至　2022年１月31日)

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	前事業年度 (自　2020年２月１日 至　2021年１月31日)	当事業年度 (自　2021年２月１日 至　2022年１月31日)
１株当たり純資産額	1,783円74銭	1,789円50銭
１株当たり当期純利益金額	35円16銭	33円34銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	35円02銭	33円26銭

(注) １．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2021年１月31日)	当事業年度末 (2022年１月31日)
純資産の部の合計額（千円）	10,228,972	10,286,741
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	24,053	9,187
（うち新株予約権（千円））	(24,053)	(9,187)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,204,919	10,277,554
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	5,721	5,743

２．１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2020年２月１日 至　2021年１月31日）	当事業年度 （自　2021年２月１日 至　2022年１月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	205,383	191,243
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	205,383	191,243
普通株式の期中平均株式数（千株）	5,842	5,736
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（千株）	23	13
（うち新株予約権（千株））	(23)	(13)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	－	－

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	3,772,760	12,920	－	3,785,680	2,170,172	106,443	1,615,507
構築物	130,591	－	－	130,591	124,146	1,485	6,444
機械及び装置	1,164,902	40,554	27,238	1,178,219	1,023,757	72,966	154,461
車両運搬具	24,519	－	730	23,789	22,501	1,288	1,287
工具、器具及び備品	2,765,218	95,180	35,244	2,825,154	2,757,497	114,185	67,656
土地	1,347,627	－	－	1,347,627	－	－	1,347,627
建設仮勘定	26,736	55,387	67,398	14,724	－	－	14,724
有形固定資産計	9,232,355	204,042	130,611	9,305,786	6,098,077	296,369	3,207,709
無形固定資産							
ソフトウェア	－	－	－	209,492	201,096	6,312	8,395
その他	－	－	－	3,474	2,359	138	1,115
無形固定資産計	－	－	－	212,966	203,456	6,450	9,510
長期前払費用	4,019	3,054	3,799	3,274	－	－	3,274
繰延資産							
－	－	－	－	－	－	－	－
繰延資産計	－	－	－	－	－	－	－

（注）１．当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	増加額（千円）	新旭工場トイレ改修	12,920
機械及び装置	増加額（千円）	窒素式リフロー装置	12,767
	減少額（千円）	印刷機MK878　鉛レス	10,550
工具、器具及び備品	増加額（千円）	製品金型製作	84,402
	減少額（千円）	製品金型廃却	25,130
建設仮勘定	増加額（千円）	汎用タンシ・ネジブ組込装置	14,462
	減少額（千円）	窒素式リフロー装置	12,767

２．無形固定資産の金額が資産の総額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則様式第十一号の「記載上の注意７．」により「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	120,000	120,000	0.8	－
１年以内に返済予定の長期借入金	－	－	－	－
１年以内に返済予定のリース債務	－	－	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	－	－	－	－
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	－	－	－	－
その他有利子負債	－	－	－	－
合計	120,000	120,000	－	－

（注）　平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	58,082	58,533	58,082	－	58,533
製品保証引当金	91,829	106,707	69,765	14,752	114,019

（注）　製品保証引当金の「当期減少額（その他）」は、費用見積額と実際発生額との差額の取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

ａ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	1,280
預金	
当座預金	469,705
普通預金	656,791
外貨預金	11,962
別段預金	905
定期預金	3,411,545
小計	4,550,911
合計	4,552,192

ｂ．受取手形

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（千円）
北陸電機製造株式会社	17,669
新生電機株式会社	13,804
株式会社国分電機	5,854
株式会社イチカワ	5,275
ＢＥＭＡＣ　Ｋｉｄｅｎ株式会社	4,279
その他	22,184
合計	69,068

（ロ）期日別内訳

期日別	金額（千円）
2022年２月	12,319
３月	15,765
４月	14,431
５月	23,872
６月	2,679
合計	69,068

ｃ．電子記録債権

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（千円）
菱電商事株式会社	110,356
愛知電機株式会社	39,876
株式会社テクノ大西	23,005
三菱電機株式会社	17,026
菅原電気株式会社	12,152
その他	109,570
合計	311,988

（ロ）期日別内訳

期日別	金額（千円）
2022年２月	70,355
３月	76,085
４月	66,669
５月	90,150
６月	7,089
７月以降	1,638
合計	311,988

ｄ．売掛金

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（千円）
東芝エネルギーシステムズ株式会社	240,425
日新電機株式会社	94,577
三菱電機コントロールパネル株式会社	91,368
株式会社日立製作所	68,844
富士電機株式会社	59,870
その他	573,007
合計	1,128,093

（ロ）売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
1,010,287	4,092,039	3,974,233	1,128,093	77.89	95.37

（注）　消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高及び当期回収高には消費税等を含んでおります。

ｅ．製品

品目	金額（千円）
制御用開閉器	29,875
接続機器	44,355
表示灯・表示器	47,339
電子応用機器	42,191
合計	163,762

ｆ．仕掛品

品目	金額（千円）
制御用開閉器	78,294
接続機器	127,280
表示灯・表示器	98,257
電子応用機器	91,522
仕入販売	1,896
合計	397,250

ｇ．原材料

品目	金額（千円）
金属加工部品	270,074
成形部品	114,717
電気・電子部品	100,378
その他	13,648
合計	498,818

h．投資有価証券

区分	金額（千円）
株式	490,843
その他	86,735
合計	577,579

② 流動負債

a．買掛金

相手先	金額（千円）
有限会社和田製作所	11,996
三谷商事株式会社	11,222
豊栄商事株式会社	8,183
岡總株式会社	6,508
岡本化成株式会社	6,643
その他	94,208
合計	138,762

（3）【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当事業年度
売上高（千円）	937,549	1,833,376	2,825,739	3,721,785
税引前四半期（当期）純利益金額（千円）	103,758	115,428	200,496	274,055
四半期（当期）純利益金額（千円）	72,680	81,075	139,773	191,243
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	12.70	14.15	24.37	33.34

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額（円）	12.70	1.46	10.22	8.96

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	２月１日から１月３１日まで
定時株主総会	４月中
基準日	１月３１日
剰余金の配当の基準日	１月３１日 ７月３１日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 （特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 （特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 － 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。 電子公告掲載 https://www.fujidk.co.jp/ir/05_koukoku/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、会社法第166条第１項の規定による請求をする権利、ならびに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第63期）（自　2020年２月１日　至　2021年１月31日）2021年４月28日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年４月28日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第64期第１四半期（自　2021年２月１日　至　2021年４月30日）2021年６月11日近畿財務局長に提出

第64期第２四半期（自　2021年５月１日　至　2021年７月31日）2021年９月10日近畿財務局長に提出

第64期第３四半期（自　2021年８月１日　至　2021年10月31日）2021年12月９日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年５月６日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年4月26日

不二電機工業株式会社

取締役会　　御中

有限責任監査法人トーマツ

京　都　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙見　勝文

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二電機工業株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二電機工業株式会社の2022年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

製品保証引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、2022年1月31日現在、貸借対照表上、製品保証引当金を114,019千円計上しており、【注記事項】（重要な会計方針）　5.引当金の計上基準(4)製品保証引当金及び（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。 製品保証引当金は、過去に出荷した製品の不具合に関連して、会社が将来負担すると合理的に見込まれる金額を個別に見積り算定されており、代替品の製造及び不具合製品の修正に要する費用、顧客側で発生する対応費用の負担金額等が含まれている。 不具合製品に関連する会社の将来負担額は、特に対象となる製品の数量、製品1個当たりの不具合対応費用、顧客側で発生する対応費用の負担に係る交渉結果により変動し、引当金の見積りには重要な仮定に関する経営者の判断を要する。この仮定に係る判断には高い不確実性を伴うことから、当監査法人は製品保証引当金計上額の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、製品保証引当金の計上額の妥当性を検討するにあたり、以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の整備及び運用状況の検証 ・経理業務を担う総務部において、製品保証引当金の見積りに必要な全ての情報を収集し、引当金計上額の合理性を評価し、承認する内部統制の整備及び運用状況について検証を行った。 (2) 製品保証引当金の見積りの合理性の評価 ・取締役会等の重要な会議体の議事録及び稟議書を閲覧し、製品保証引当金の対象案件の網羅性を検証した。 ・製品不具合の概要、顧客との交渉状況について、適切な責任者への質問や関連資料の閲覧により把握し、製品保証引当金の見積手法、見積りに係る仮定の合理性を評価した。 ・代替品の製造及び不具合製品の修正に対応する引当額について、原価計算関連資料、販売実績資料等の閲覧により、製造原価、対象数量に係る見積りの合理性を確かめた。 ・過年度の見積計上額と実績額を比較することにより、将来負担額に係る見積りの精度を評価した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、不二電機工業株式会社の2022年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、不二電機工業株式会社が2022年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
・　財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。